

諮問庁：防衛装備庁長官

諮問日：平成28年8月3日（平成28年（行情）諮問第484号）

答申日：平成29年9月4日（平成29年度（行情）答申第188号）

事件名：平成27年度安全保障技術研究推進制度の研究課題申請書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる57文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月24日付け装官総第2630号により防衛装備庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、以下のとおりである（意見書については省略する。）。

- (1) 当人が平成28年2月8日に、同月2日付け装官総第1452号による異議申立てを行った不開示部分に対する趣旨及び理由は重複するので省略し、特に、別紙1の文書5ないし57（上記装官総第1452号で一部開示された別紙1の文書1ないし4以外の53件）について、行政文書開示決定通知書の「不開示とする部分」には、「別紙1のNo. 5～No. 57のそれぞれの一部」と記載されており、実際は「それぞれの一部」ではなく「すべて不開示」であるのに、虚偽の表現を使い、あたかも情報公開に関して誠実に対応しているかのごとき不適切な対応である。

開示請求に対し不開示とした部分（あえて全部という）について、不開示とする理由が合理的でないため、不開示部分の決定を取り消し、全てを開示すること。

- (2) 本制度に採択されなかったという事実と、応募した当該法人名（大学名）すら不開示とするのは、当該法人等の権利、正当な利益を害することにはならない。大学という高等教育機関は、公的性格も高く、制度へ

の応募すら明らかにしないのは、防衛装備庁自体がその制度に対して、後ろめたい姿勢が如実に表されたものであり、公的資金で応募した事実を隠すこと自体、不適切である。

- (3) その理由に、「不採択の場合は情報を開示しない」と公募していることを不開示の理由としているが、それは高等教育機関である大学名まで不開示とする理由には全くあたらない。

特に、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）が平成22年6月15日に公布され、平成23年4月1日から施行されたこととも大きく関係し、大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすことが求められたこととも逆行している。そこには、各教員の業績についても、研究業績等にとどまらず、多様な業績を積極的に明らかにすることが求められていることを全く無視した判断である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 経緯

本件開示請求は、「平成27年度安全保障技術研究推進制度のすべての大学からの申請書類」の開示を求めるものであり、処分庁は、本件開示請求に対して、法11条の規定を適用し、平成28年2月29日まで開示決定等の期限を延長した上で、同月24日付け装官総第2630号により一部開示決定（原処分）を行ったところ、原処分に対し同年4月16日付けで異議申立てがされたものである。

##### (2) 法5条の該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、付紙のとおりである（本答申では付紙は省略）。

##### (3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、上記第2の2(1)のとおり主張し、原処分の取消しを求める。

ア 平成28年2月2日付け装官総第1452号に対する異議申立てについては、法18条の規定に基づき、別に諮問している。

イ 異議申立人は、上記第2の2(2)のとおり主張しているが、本制度に採択されなかったという事実は、当該法人（大学）が今後の他制度への応募や契約等において不利益になるおそれがあり、不開示理由となる法5条2号イ（同条1号ハで定める独立行政法人等については同条6号ロ）に該当する。なお、本制度に採択されなかった当該法人（大学）は、防衛装備庁と契約できていないので、防衛装備庁は当該不利益を不採択となった当該法人（大学）に受忍させる立場にない。このように、異議申立人の主張には誤認がある。

ウ 異議申立人は、上記第2の2(3)のとおり主張しているが、本制度は、不採択の場合は情報を開示しないとの条件を公募要領において明記した上で本制度の公募を行っていることから、不採択の応募書類を公にした場合、本制度に対する外部研究者の信頼が著しく低下する蓋然性が高く、国の契約、交渉等に係る事務に関し当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、不開示理由となる法5条6号ロに該当する。このように、異議申立人の主張には誤認がある。

エ なお、不開示とする理由に記載した法5条2号イについて、国公立大学に対しては、同条1号ハに定める独立行政法人等は対象外となっていることから不適切であったが、独立行政法人等を対象とした同条6号ロ又は同号ハの定めに基づく不開示理由に該当することから、不開示箇所が変わりはない。不開示とした理由については付紙のとおりである(本答申では付紙は省略)。

オ 以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 2 補充理由説明書

安全保障技術研究推進制度(以下「本件制度」という。)は、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募・委託する制度であり、公募に当たっては、外部の研究者の幅広い参加を促すとともに、採択審査を適切に行うため必要十分な情報を提供してもらえよう、公募要領においては、応募内容等については部分的にしか公表しない旨を明記しているところであり、応募者側もこれを信頼して応募しているものと承知している。

にもかかわらず、応募内容等を公にすることとすれば、外部の研究者の公募要領ひいては制度に対する信頼が損なわれ、今後の本件制度の実施に当たって、採択審査を適切に行うためには不十分な情報提供しかされない、あるいは、そもそも応募がされなくなるおそれもある。なお、本件制度は、原処分の翌年度以降も継続して実施されているものである。

他方で、法の趣旨に鑑み、できる限り積極的に開示するとの観点から、採択された課題については、各応募者たる法人との間で開示できる部分がないかを個別に確認・調整し、各法人から開示について承諾を得た部分については、これを公にしても、本件制度に対する信頼が損なわれるおそれはないといえることから、原処分が開示しているところであり、また、そのほか、公募要領に照らし、公にしても信頼が損なわれるおそれがないことが明らかである部分について、原処分が開示している。

以上の次第であるから、その余の部分については、応募者側の承諾が得られておらず、また公募要領に照らして公にしても信頼が損なわれるおそれがないとはいえない以上、これを公にすれば、上記のとおり、今後、不

十分な情報提供しかされないか、あるいは、そもそも応募がされなくなる可能性があり、本件制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが適当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年8月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月1日 審議
- ④ 平成29年7月5日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月24日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年8月8日 異議申立人から意見書を收受
- ⑦ 同月31日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募・委託する安全保障技術研究推進制度（本件制度）の平成27年度の応募に係る申請書であり、処分庁は、法11条に規定する特例を適用した上、2回目の決定として、本件対象文書について、その一部を法5条1号、2号イ及び6号ロに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は原処分を取り消し、全てを開示すべきであるとし、諮問庁は法5条6号柱書き及びハの不開示理由を追加した上で、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 諮問庁は、上記第3の2のとおり、不開示部分を公にすると、本件制度に対する外部の研究者の信頼が損なわれ、本件制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とすることが適当であると説明する。
- (2) そこで、当審査会事務局職員をして平成27年度の公募要領を確認させたところ、本件制度の内容等については諮問庁の上記第3の2の説明のとおりであると認められ、また、当該公募要領には、採択課題については、課題名及び課題の概要、研究代表者の氏名と所属機関名をホームページ等で公表するとの記載がある一方、その余の部分を公表するとの記載はなく、また、不採択課題については、その内容を公表しない旨の記載があることが認められる。

そして、本件対象文書を見分すると、別紙2に掲げる部分以外の不開示部分は、公募要領において公表するとされていた情報ではなく、また、

公募要領の内容に照らして明白といえる情報や既に公になっている情報でもないことが認められる。

そうすると、別紙2に掲げる部分以外の不開示部分は、これを公にすると、外部の研究者からの本件制度に対する信頼が損なわれるおそれがあり、ひいては本件制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。したがって、別紙2に掲げる部分以外の不開示部分は、これを公にすることにより、本件制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、2号イ並びに6号ロ及びハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (3) しかしながら、別紙2に掲げる部分は、原処分で氏名が開示されている採択課題に係る研究実施者に関する情報であって、それら研究実施者が所属する大学のウェブサイト等において既に公表されている内容が記載されているにすぎず、これを公にしても外部の研究者からの本件制度に対する信頼が損なわれるおそれがあり、ひいては本件制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、法5条6号柱書きに該当しない。

また、当該部分は特定の研究実施者に関する情報であり、法5条1号本文前段に規定する情報に該当するが、上記のとおり既に公にされており、同号ただし書きイに該当するものであるから、同号には該当しない。

そのほか、法5条2号イ並びに6号ロ及びハに該当するとも認められないのであるから、開示すべきである。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号ロに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号、2号イ並びに6号柱書き、ロ及びハに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別紙2に掲げる部分以外の不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条1号、2号イ並びに6号ロ及びハについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き、ロ及びハのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

### (第4部会)

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子

別紙 1 (本件対象文書)

- 文書 1 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (複合材料接着部の信頼性向上) 平成 27 年 8 月 4 日 (1 枚目 (様式 1-1) を除く。)
- 文書 2 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (合成開口レーダーの飛躍的な高性能化) 平成 27 年 8 月 6 日 (1 枚目 (様式 1-1) を除く。)
- 文書 3 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (ナノファイバーによる素材の高機能化) 平成 27 年 8 月 7 日 (1 枚目 (様式 1-1) を除く。)
- 文書 4 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (野外における自立したエネルギー創製を可能とする基礎技術) 平成 27 年 8 月 10 日 (1 枚目及び 2 枚目 (様式 1-1) を除く。)
- 文書 5 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (昆虫あるいは小鳥サイズの小型飛行体実現に資する基礎技術) 平成 27 年 8 月 7 日
- 文書 6 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (複合材料接着部の信頼性向上) 平成 27 年 8 月 6 日
- 文書 7 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (昆虫あるいは小鳥サイズの小型飛行体実現に資する基礎技術) 平成 27 年 8 月 4 日
- 文書 8 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (野外における自立したエネルギー創製を可能とする基礎技術) 平成 27 年 8 月 7 日
- 文書 9 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (昆虫あるいは小鳥サイズの小型飛行体実現に資する基礎技術) 平成 27 年 8 月 7 日
- 文書 10 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (昆虫あるいは小鳥サイズの小型飛行体実現に資する基礎技術) 平成 27 年 8 月 5 日
- 文書 11 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (野外における自立したエネルギー創製を可能とする基礎技術) 平成 27 年 8 月 6 日
- 文書 12 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (10 船舶や水中移動体の高速化のための飛躍的な流体抵抗低減) 平成 27 年 8 月 10 日
- 文書 13 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (空中衝撃波の可視化) 平成 27 年 8 月 6 日
- 文書 14 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (マッハ 5 以上の極超音速飛行が可能なエンジン実現に資する基礎技術) 平成 27 年 8 月 10 日
- 文書 15 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (11 複合材料接着部の信頼性向上) 平成 27 年 8 月 8 日
- 文書 16 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書 (複合材料接着部の信頼性向上) 平成 27 年 8 月 9 日

- 文書17 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（⑩海中におけるエネルギーの効率的伝送） 平成27年8月4日
- 文書18 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（画像からの対象物体の抽出） 平成27年7月31日
- 文書19 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（17：人間により近い目的指向型の画像環境認識） 平成27年8月7日
- 文書20 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（画像からの対象物体の抽出） 平成27年8月6日
- 文書21 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（18 水中・陸上両用の周辺環境認識） 平成27年8月7日
- 文書22 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（複雑系の科学を活用したシステム・オブ・システムズにおける新たな概念の創発） 平成27年8月7日
- 文書23 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（23. 革新的な手法を用いたサイバー攻撃対処） 平成27年8月7日
- 文書24 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（合成開口レーダーの飛躍的な高性能化） 平成27年8月7日
- 文書25 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（16 画像からの対象物体の抽出） 平成27年8月4日
- 文書26 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（15 ビッグデータ活用による安全保障分野の問題解決） 平成27年8月10日
- 文書27 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（テーマ21. 移動物体間の無線通信。ネットワークの飛躍的性能向上） 平成27年8月10日
- 文書28 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（革新的な手法を用いたサイバー攻撃対処） 平成27年8月6日
- 文書29 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（移動体間の無線通信・ネットワークの飛躍的性能向上） 平成27年8月4日
- 文書30 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（20. 水中移動体との効率的かつ安定的な通信実現に資する基礎技術） 平成27年8月7日
- 文書31 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（21 移動体間の無線通信・ネットワークの飛躍的性能向上） 平成27年8月10日
- 文書32 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（23 革新的な手法を用いたサイバー攻撃対処） 平成27年8月12日
- 文書33 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（メタマテリアル技術による電波・光波の反射低減及び制御） 平成27年8月5日
- 文書34 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書（5. レーザシステム

- 用光源の高性能化) 平成27年8月6日
- 文書35 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(メタマテリアル技術による電波・光波の反射低減及び制御) 平成27年8月6日
- 文書36 安全保障技術研究推進制度の申請書類作成要領及び安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(高周波回路の飛躍的な性能向上) 平成27年8月6日
- 文書37 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(7. 高周波回路の飛躍的な性能向上) 平成27年8月3日
- 文書38 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(新しい超高速有線伝送路) 平成27年8月7日
- 文書39 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(③広帯域かつ高機能な光学部品) 平成27年8月4日
- 文書40 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(昆虫あるいは小鳥サイズの小型飛行体実現に資する基礎技術) 平成27年8月12日
- 文書41 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(メタマテリアル技術による音響反射の制御) 平成27年8月9日
- 文書42 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(メタマテリアル技術による電波・光波の反射低減及び制御) 平成27年8月10日
- 文書43 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(7 高周波回路の飛躍的な性能向上) 平成27年8月7日
- 文書44 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(25 微生物及び化学物質の離隔検知識別) 平成27年8月10日
- 文書45 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(2. メタマテリアル技術による電波・光波の反射低減及び制御) 平成27年8月10日
- 文書46 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(高周波回路の飛躍的な性能向上) 平成27年8月10日
- 文書47 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(メタマテリアル技術による電波・光波の反射低減及び制御) 平成27年8月7日
- 文書48 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(25. 微生物及び化学物質の離隔検知識別) 平成27年8月12日
- 文書49 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(レーザシステム用光源の高性能化) 平成27年8月11日
- 文書50 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(メタマテリアル技術による電波・光波の反射低減及び制御) 平成27年8月12日
- 文書51 平成27年度 安全保障技術研究推進制度の申請書類作成要領及び安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(空中衝撃波の可視化) 平成27年7月24日
- 文書52 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(15 ビッグデータ



- 活用による安全保障分野の問題解決) 平成27年7月31日
- 文書53 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(革新的な手法を用いたサイバー攻撃対処) 平成27年8月7日
- 文書54 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(移動体間の無線通信・ネットワークの飛躍的性能向上) 平成27年8月12日
- 文書55 安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(ナノファイバによる素材の高機能化) 平成27年8月2日
- 文書56 平成27年度 安全保障技術研究推進制度の申請書類作成要領及び安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(複雑系の科学を活用したシステム・オブ・システムズにおける新たな概念の創発) 平成27年8月6日
- 文書57 平成27年度 安全保障技術研究推進制度の申請書類作成要領及び安全保障技術研究推進制度 研究課題申請書(10 船舶や水中移動体の高速化のための飛躍的な流体抵抗低減) 平成27年8月12日

別紙 2（開示すべき部分）

番号	文書	開示すべき部分
1	文書 3	「様式 4 - 2 研究分担者調書 兼 研究参加承諾書」の「研究歴」欄の 1 行目の不開示部分並びに 5 行目, 6 行目及び 10 行目の全て
2	文書 4	「様式 4 - 1 研究代表者調書」の「最終卒業（修了）学校・卒業（修了）年次」欄
3	文書 4	「様式 4 - 2 研究分担者調書 兼 研究参加承諾書」の 1 枚目の「最終卒業（修了）学校・卒業（修了）年次」欄